

19JEITA-CP 第 41 号

パソコンに関する VOC ガイドライン
(第 2 版)

平成 20 年 3 月

JEITA

社団法人 電子情報技術産業協会

目次

1.ガイドライン改訂の背景と目的	1
2.適用範囲	1
3. 引用規格	2
4.用語の定義	2
5.指針値	4
6.化学物質放散速度測定方法	6
7.解説	9
附属書	16

1

ガイドライン改訂の背景と目的

近年、建物の高断熱化、高気密化が進展した結果、居住環境から発生する化学物質等の汚染物質が室内に滞留することによって頭痛や目眩などの健康被害が発症するいわゆる「シックハウス症候群」が問題になっている。1980年代から家具や建材などから放散されるVOC(揮発性有機化合物)及びアルデヒド類が問題となり、その抑制対策について研究・開発が行われてきた。その後、日用品など建材以外からのVOC発生も問題視され始めている。

「シックハウス症候群」対策として厚生労働省は、1997年にホルムアルデヒドの室内濃度指針値を策定し、以降「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」を開催し、室内濃度指針値の追加と検討に取り組んできた。

これを受けて、文部科学省も学校における教室等の健全な室内環境の維持・改善を図るため、2002年に「学校環境衛生の基準」の一部改訂を行い、教室等の空気環境の検査項目にホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物(トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン)の濃度を追加し、新たにコンピュータ等学校用備品の搬入時に厚生労働省が定めた室内濃度指針値を超えないことを確認するよう義務付けた。このため、学校商談等において納入機器に関するVOC及びアルデヒド類の放散量データ提示や室内濃度が判定基準を超えないことの確認が求められるようになった。学校環境衛生の基準は2004年に更に改訂され、エチルベンゼンとスチレンが追加され、現在6物質が規制の対象となっている。

しかしながら建材の放散量測定については「小型チャンバー法」がJIS化され測定方法や基準が明確になっているものの、IT機器については測定の公定法が無く各社独自の測定方法及び基準を設定し対応しているのが実情であった。

さらに、一部マスコミ等でパソコンからのVOC放散量のみが室内濃度指針値を超えているかのような誤解を招く報道がされたため、パソコン業界として、これを払拭する必要があった。そこで、IT製品環境事業委員会ではVOCタスクフォースを組織し、業界で統一した測定方法及び放散量の指針値を設定するとともに、パソコンにおけるVOC及びアルデヒド類に対する自主的な取り組みに関して、広く一般に実情の周知・啓発を図るために、本ガイドラインを2005年9月に策定した。

その後、2007年9月に化学物質放散量測定方法の国際規格であるISO/IEC 28360「Determination of chemical emission rates from electronic equipment」が制定された。このISO規格は、複写機、情報機器及びデジタル家電を対象としており、パソコンおよびディスプレイも含まれる。さらに、国内では、現在ISO/IEC 28360と整合するJIS原案が作成されつつある。

このような背景から、JEITAではVOCタスクフォースの活動を継承したVOC対応タスクグループにおいて、本ガイドラインで規定するVOC放散量測定方法をISO/IEC 28360と整合させ、第2版に改訂した。

2

適用範囲および適用開始

2.1 対象機器

本ガイドラインは、デスクトップ型パソコン(キーボード、マウスを含む)、ディスプレイ一体型パソコン(キーボード、マウスを含む)、ノート型パソコン、ディスプレイを対象とする。尚、それぞれのパソコンには、シンクライアントも含むものとするが、販売形態がサーバとして分類されるものは、本ガイドラインでは対象外とした。

2.2 対象物質

本ガイドラインは、学校環境衛生の基準に定められた6物質にアセトアルデヒドを加えた表1に示す計7物質を対象とする。

表 1 対象物質

物質名	指定	備考
トルエン	学校環境衛生の基準	VOC
キシレン	同	VOC
パラジクロロベンゼン	同	VOC
エチルベンゼン	同	VOC
スチレン	同	VOC
ホルムアルデヒド	同	アルデヒド類(VVOC)
アセトアルデヒド	条例等で指定	アルデヒド類(VVOC)

2.3 適用開始

各社, 対応可能な時期から適用する。

3 引用規格

ISO/IEC 28360:2007, Determination of chemical emission rates from electronic equipment

ISO 16000-3:2001, Indoor air – Part 3: Determination of formaldehyde and other carbonyl compounds – Active sampling method (MOD)

ISO 16017-1:2000, Indoor, ambient and workplace air – – Sampling and analysis of volatile organic compounds by sorbent tube/thermal desorption/capillary gas chromatography – – Part 1: Pumped sampling

4 用語の定義

本ガイドラインで用いる主な用語の定義を以下に示す。

(1) VOC

Volatile Organic Compounds(揮発性有機化合物)の略語であり, 揮発性を有する有機化合物の総称。本ガイドラインでは, 測定室内の空気中からガスクロマトグラフによる分析において, 非極性カラム上で n-ヘキサンから n-ヘキサデカンを含む間で検出される揮発性有機化合物を VOC と規定する。

(2) アルデヒド類(Aldehyde)

分子中にアルデヒド基(-HC=O 基)を有する化合物の総称。一般に, アルデヒドはアルコールを酸化することにより生成するが, さらに酸化されてカルボン酸になりやすい。アルデヒドはカルボニル基(C=O)付加反応性とカルボニル基α炭素の高い置換反応性から, 種々の反応原料として有用な化合物である。

(3) 室内濃度指針値

厚生労働省「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」が策定した室内空気汚染に係るガイドラインとしての室内濃度に関する指針値。指針値とは法規制による基準値ではなく, 室内空気の状態の目安として利用されるものである。指針値の詳細については, 以下の URL を参照のこと。尚, 参考までに附属書 2 に抜粋した。

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/02/h0208-3.html> - 1)

(4) 学校環境衛生の基準

学校保健法に基づく環境衛生検査, 事後措置および日常における環境衛生管理などを適

切に行い、学校環境衛生の維持・改善を図ることを目的として文部科学省が策定した管理基準。照明、騒音、施設・設備などの生活環境や空気、水質、給食、害虫・害獣などの衛生環境について、それぞれの検査項目、検査方法、判定基準、事後措置を定めている。教室等の空気環境の中で、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物に関する規定がある。詳細については、以下の URL を参照のこと。尚、参考までに附属書 3 に抜粋した。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/02/04021302/001.htm)

(5) チャンバー(放散化学物質測定室)

被測定機から空気中に放散する VOC などの化学物質の放散量を測定するときに用いる、被測定機を入れるための測定容器もしくは測定室のこと。本ガイドラインでは、IT 機器からの極微量な化学物質を測定するのに用い、次のような性能を有する。

- a) 外気中の大気汚染物質を除去する。
- b) 居住環境から発生する VOC などを除去する。
- c) 空気の流量や温度など室内条件を制御できる。
- d) IT 機器からの VOC 放散量を測定する。

(6) シンククライアント

企業の情報システムにおいて、クライアントに最低限の機能しか持たせず、サーバ側でアプリケーションソフトやファイルなどの資源を管理するシステム構成のなかで、セキュリティを重視した端末である。

ハード的には HDD を内蔵していなく、CF カードを搭載して OS をクライアント側に持ちかつ書き込み不可としているもの、CF カードも搭載しないで OS をサーバ側に持つものがある。いずれも単体では機能しない。

(7) 部屋の換気回数

部屋の体積の空気が1時間に換気扇等で入れ替えられる回数(1/h)。

(8) 予測最高到達濃度

1 機器からの放散速度や教室の大きさ、部屋の換気回数一定とした場合、当該部屋内雰囲気中の平均濃度は時間とともに急激に増加した後、ある一定の濃度に限りなく近づく挙動を示す。この濃度($\mu\text{g}/\text{m}^3$)を予測最高到達濃度と呼ぶ。

(9) 気積

実質延べ床面積(m^2)に平均天井高さ(m)をかけた建物の換気が必要な容積(m^3)のこと。実質延べ床面積とは延べ床面積(建物の各階の床面積を合計したもの)に吹き抜け部分や天井の高さなどを考慮したものであり、平均天井高さは、天井高さに吹き抜け部分や屋根の傾斜部分を考慮したもの。

(10) チャンバーの換気回数

放散化学物質測定室内に1時間に送り込まれる清浄空気体積と放散化学物質測定室容積との比。1時間当たりの空気交換の回数(1/h)で表現する。

(11) 放散速度

被測定機から単位時間あたりに放散される各物質の質量 $[\mu\text{g}/(\text{h}\cdot\text{unit})]$ 。

(12) 相対湿度

空気中の水蒸気量(湿度)を示す尺度の1つ。 $(e/e_s) \times 100$ (e :水蒸気分圧, e_s :飽和水蒸気圧)で表される飽和の程度を表す量で、水蒸気分圧を飽和水蒸気圧のパーセンテージで表したものを。一般に言う湿度とは相対湿度のことをいう。

(13) バックグラウンド濃度

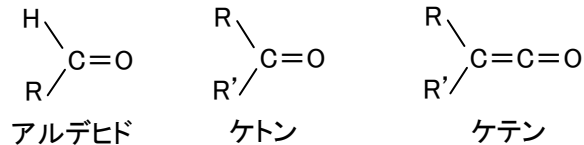
被測定機を入れないで測定したときのチャンバー内の濃度。大気汚染による外気濃度、内装建材からの放散による室内濃度、前回の測定時に被測定機から発生しチャンバー内に残留する濃度などのうち清浄しきれなかったものが捕集空気に混ざって、測定の妨害になる場合がある。このため予めバックグラウンド濃度を把握しておき、被測定機を入れて測定した濃度との差を被測定機からの放散物質濃度として用いる。

(14) DNPH カートリッジ

DNPH は 2,4-dinitrophenylhydrazine (ジニトロフェニルヒドラジン)の略であり, DNPH カートリッジとは 2,4- DNPH を含浸させた吸着剤を充填したカートリッジのこと。このカートリッジに空気を通すことでアルデヒド類をヒドラゾン誘導体として捕集する。

(15) カルボニル化合物

カルボニル基(C=O)を有する化合物のうち, アルデヒド, ケトン, ケテンをカルボニル化合物という。カルボニル基の C に C, H 以外の原子(O やハロゲンなど)が結合している化合物はカルボニル化合物と呼ばない。



(16) カルボニル化合物DNPH誘導体

DNPH 化合物に誘導体化されたアルデヒド類。DNPH 誘導体化された化合物を液体クロマトグラフ装置で分離分析を行う。

(17) 高速液体クロマトグラフ

アルデヒド類の分析に用いる方法。溶媒に溶けた有機物が主な測定対象であり, アミノ酸など生体物質の分離同定に多用されている。送液ポンプで送られている溶離液(移動相)に注入した試料中の各成分が, カラム(分離管)内の充填剤(固定相)を通過する間に相互に分離され, これをカラム出口に接続した検出器で検出し定量する。充填剤には多孔質のシリカゲル, アルミナ, ポリスチレンなどが用いられ, 検出器として紫外可視分光光度計や蛍光検出器などがある。

(18) Tenax 管

管径 4mm 程度の硬質ガラス製またはステンレス製の管に, Tenax-TA, Tenax-GC, カーボンモレキュラーシーブ等の粒状の吸着剤を充填した管。これに測定対象空気を通気させることにより, 当該空気中の揮発性有機物を吸着・濃縮した後, 管にヘリウム等の不活性ガスを通気させながら急加熱することにより, 吸着物質を定量的に脱着し, GC/MS 等の分析装置に導入することに使用する。

(19) 加熱脱離装置

急速に加熱することで気化させ, 吸着している物質を吸着剤の吸着界面から脱離(脱着)させる装置。

(20) ガスクロマトグラフ質量分析装置

低沸点有機化合物を対象に分離法としてガスクロマトグラフを, 定性・定量法として質量分析計を組み合わせた分析装置。試料を加熱気化後, ガスクロマトグラフで各成分を分離し, 高真空の質量分析計に導入する。質量分析計内で分子がイオン化されると同時に開裂を起こし, フラグメントイオンが生成する。このとき生じる分子イオン及びフラグメントイオンは分子特有であるため, 成分を定性・定量できる。

(21) ECMA328

Standard ECMA-328 「Detection and measurement of chemical emission from electronic equipment」のこと。

5 指針値

5.1 指針値設定にあたっての考え方

シックハウスに関する厚生労働省室内濃度指針値は部屋の濃度($\mu\text{g}/\text{m}^3$)を規定している。一方, パソコンからの VOC 放散は 1 台あたりの放散速度を基準とせざるを得ない。したがって, 以下のような「室内濃度と放散速度との関係」を用いて JEITA 指針値を定めた。

部屋の容積を $V(\text{m}^3)$ 、部屋の換気回数を $n(1/\text{h})$ 、1 機器からのある物質の 1 時間当りの放散速度を $\text{SER}[\mu\text{g}/(\text{h}\cdot\text{unit})]$ 、設置台数を $u(\text{unit})$ 、パソコンからの放散速度が経時変化しないと仮定したときに、予測される最大室内濃度つまり予測最高到達濃度 $C_{\text{mx}}(\mu\text{g}/\text{m}^3)$ は以下のよう
に表すことができる。

$$\text{予測最高到達濃度 } C_{\text{mx}}(\mu\text{g}/\text{m}^3) = \frac{1 \text{ 台あたり放散速度 } \text{SER}[\mu\text{g}/(\text{h}\cdot\text{unit})] \times \text{設置台数 } u(\text{unit})}{\text{部屋の容積 } V(\text{m}^3) \times \text{部屋の換気回数 } n(1/\text{h})}$$

ここで、パソコン類を設置し使用する学校のパソコン教室、オフィス、住宅等の中で、部屋の容積、単位時間当たりの換気回数、パソコン類の稼働台数より、1 台当たりの気積が最小で、放散する対象 7 物質の雰囲気中濃度がこれらの中では最大となることが予想される学校の平均的なパソコン教室を設置条件とした。具体的には以下の通りである。

- ・部屋の容積: 180 m^3 (学校環境衛生の基準より)
- ・部屋の換気回数: 2.2 回/h(学校環境衛生の基準より)
- ・設置台数: 40 台(学校環境衛生の基準より 1 人 1 台として)

【参考】

部屋の換気回数は「学校環境衛生の基準」で下記のように定義されている。

- 幼稚園・小学校: 2.2 回/h 以上
- 中学校: 3.2 回/h 以上
- 高等学校等: 4.4 回/h 以上

上記の式を用いて予測最高到達濃度を計算した場合、学校環境衛生の基準(厚生労働省室内濃度指針値)の概ね 10%に相当する値を指針値として定めた。

5.2 指針値

6 項「化学物質放散速度測定方法」により測定した放散速度が、表 2 の指針値以下であること。

表 2 JEITA 指針値 (機器からの放散速度)*1

[単位: $\mu\text{g}/(\text{h}\cdot\text{unit})$]

物質名	ノート型 パソコン	ディスプレ ー一体型 パソコン	デスクトップ型 パソコン*2	ディスプレイ*2
トルエン	260	260	130	130
キシレン	870	870	435	435
パラジクロロベンゼン	240	240	120	120
エチルベンゼン	3800	3800	1900	1900
スチレン	220	220	110	110
ホルムアルデヒド [†]	100	100	50	50
アセトアルデヒド [†]	48	48	24	24

*1: JEITA 指針値は、本ガイドラインに基づき測定された機器からの放散速度の値に対して規定するものであり、室内濃度の値ではない。

*2: デスクトップ型パソコンとディスプレイはセットで使用することが多いため、それぞれの指針値についてはディスプレイ一体型パソコンの 1/2 の値とした。

本測定方法は、ISO/IEC 28360 を元にして、パソコン用に規定したものである。

6.1 チャンバー

6.1.1 仕様

チャンバーは、次の条件を満足しなければならない。

- a) 制御された空気を導入するための給気口およびチャンバー内の空気を排出する排出口を持ち、かつ、調節可能な運転パラメータ(流量、温度および湿度)を持つ。
- b) チャンバーの壁、天井、床および架台はガラスまたはステンレススチールでできている。
- c) 下記 d)項に示す貫通孔の隙間を塞ぐためのパッキング材料の使用は最小限にする。
- d) チャンバーは、できる限り空気質の均一性を保ち、給排気口以外は空気の漏れを最小にすること。また、チャンバーは、被測定機を制御するケーブル、電源供給およびセンサーのケーブルの配線、VOC およびアルデヒド類を試料採取することを可能にするための貫通孔を設ける場合においても、貫通孔からの空気の漏れを最小限にする。
- e) チャンバーの大きさは、次の式を満たすことを推奨する。

$$0.01 < V_p / V_k < 0.25$$

V_p : 被測定機の体積(注 1)

V_k : チャンバーの容積

(注 1)被測定機の体積は、6.2.2 b)に定める測定時の被測定機の設置状態における最大外形の直方体として算出する。

6.1.2 空調

チャンバーは、次の条件に設定及び制御する。

温度: $23^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$

相対湿度: $50\% \pm 5\%$

チャンバーの換気回数: 0.5 回 もしくは1回 (換気回数を定期的にチェックする。測定中は、供給する空気の流量、風速などを監視する。)

6.1.3 バックグラウンド

チャンバーのバックグラウンド濃度は、放散速度測定に影響を及ぼさない程度の低さであるものとする。

6.2 測定方法

6.2.1 準備

- 被測定機: 被測定機は出荷時梱包形態の未開梱品とする。
- 温湿度記録: チャンバー内の温湿度は測定期間中、記録すること。
- 温湿度測定位置: 空気質の均一性が保たれていることを条件に、チャンバー内またはチャンバーの排気口近傍にて測定する。給気口付近は避ける。

6.2.2 放散化学物質の測定

試料採取は、次の試験各段階で実施し、物質の定量後、後述の計算式によって各化学物質の放散速度を算出する。

a) バックグラウンド測定

チャンバー内の無負荷初期状態(被測定機搬入前)で試料採取する。

b) 被測定機の設置と稼働状態

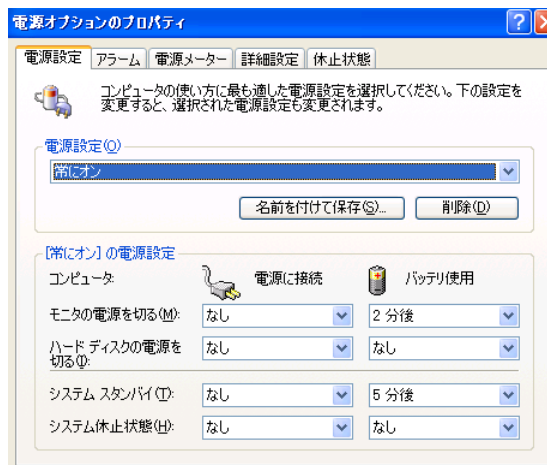
- ・ 被測定機を搬入し、チャンバーの中央に置く。付属品がある場合は以下の通りとする。

- － デスクトップ型パソコン(注 2)： キーボード有, マウス有, ディスプレイ無
- － ディスプレーイ体型パソコン(注 2)： キーボード有, マウス有
- － ノート型パソコン(注 2)： マウス無
- － ディスプレイ： パソコン無

(注 2)シンクライアントは、単独で機能しない場合ハードディスクを内蔵したオリジナルモデルで測定することができる。

- ・測定中の被測定機の稼働モードはデスクトップ画面とする。デスクトップ画面とは、被測定機の電源を入れ、OS が読み込まれてアプリケーション稼働が可能になった状態(画面にアイコンが表示された状態)である。
- ・電源オプションのプロパティによる省電力モードの設定は、図 1 のように全て「なし」とする。ノート型パソコンの場合、バッテリーでは測定しないため、「バッテリー使用」の設定変更は不要である。

<Windows XP の場合>



<Windows Vista の場合>

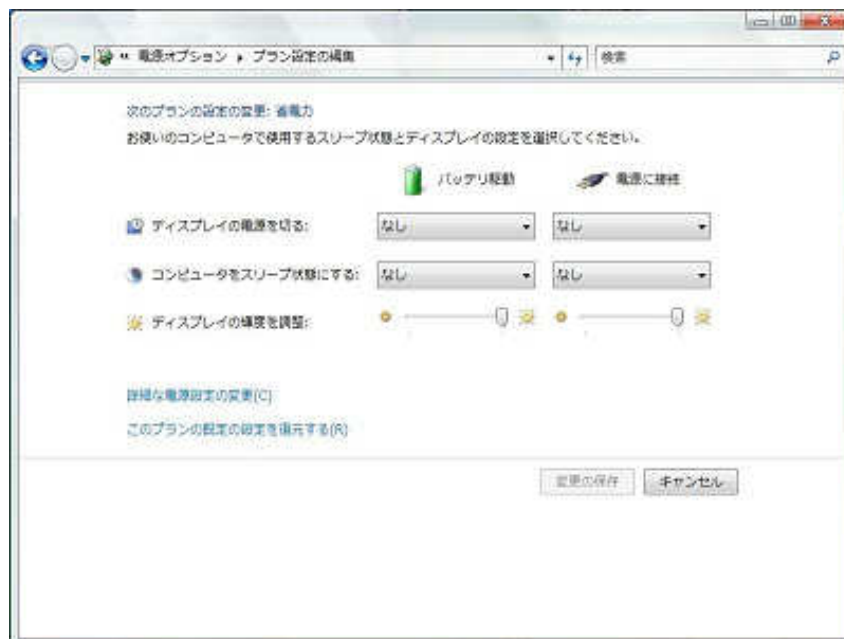


図 1 電源オプションのプロパティ設定(ノート型パソコンの例)
出所: マイクロソフト(株)

- ・ディスプレイ画面の輝度は、最大とする。
- ・ ノート型パソコンの場合は、ディスプレイが 90° 以上開いている状態とする。

c) 採取時期

被測定機をチャンバー内に設置・稼働後、表 3 に示す時期にチャンバー内の対象物質を採取する。

表 3 採取時期

換気回数	採取時期
0.5 回/h	6 時間後
1 回/h	3 時間後

d) 物質の定量

- ・アルデヒド類の分析

DNPH カートリッジ内のカルボニル化合物 DNPH 誘導体は、アセトニトリルを用いて溶解して脱離させ、高速液体クロマトグラフで分析する。ホルムアルデヒド類の分析法は、ISO16000-3 による。

- ・VOC の分析

Tenax 管を加熱脱離装置にとりつけ、加熱によって VOC を脱離させ、ガスクロマトグラフ質量分析装置で分析する。VOC の分析は、ISO16017-1 による。

e) 放散速度の算出

$$SER_{UB} = \frac{(C_B - C_{B0}) \times n_B \times V_K}{u}$$

- C_B : 各成分濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
- C_{B0} : 各成分バックグラウンド濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
- SER_{UB} : 各成分放散速度 [$\mu\text{g}/(\text{h} \cdot \text{unit})$]
- n_B : 換気回数 (1/h)
- V_K : チャンバー容積 (m^3)
- u : 設置台数 (unit)

7 解説

7.1 教室の濃度と放散速度の関係

7.1.1 予測最高到達濃度

パソコンでの放散速度を一定とし、教室の大きさや換気回数を設定したときに、考えられる最大濃度つまり予測最高到達濃度を計算してみる。

部屋の内容積を $V(\text{m}^3)$ 、換気回数を $n(1/\text{h})$ 、1 機器からのある物質の 1 時間当りの放散速度を $\text{SER}_{\text{UB}} [\mu\text{g}/(\text{h}\cdot\text{unit})]$ 、設置台数を $u(\text{unit})$ としたとき、 t 時間後のその物質の当該部屋内雰囲気中の平均濃度 $C_t (\mu\text{g}/\text{m}^3)$ は式①で表すことができ、経時変化は図 2 のようにプロファイルされる。

$$C_t (\mu\text{g}/\text{m}^3) = \frac{\text{1 時間当りの放散速度 } \text{SER}_{\text{UB}} [\mu\text{g}/(\text{h}\cdot\text{unit})] \times \text{設置台数 } u(\text{unit}) \times t(\text{h})}{\text{部屋の内容積 } V (\text{m}^3) + \text{換気回数 } n(1/\text{h}) \times \text{部屋の内容積 } V(\text{m}^3) \times t(\text{h})}$$

$$= \frac{\text{SER}_{\text{UB}} \times u}{V} \times \frac{t}{1 + n \times t} \quad \text{----- ①}$$

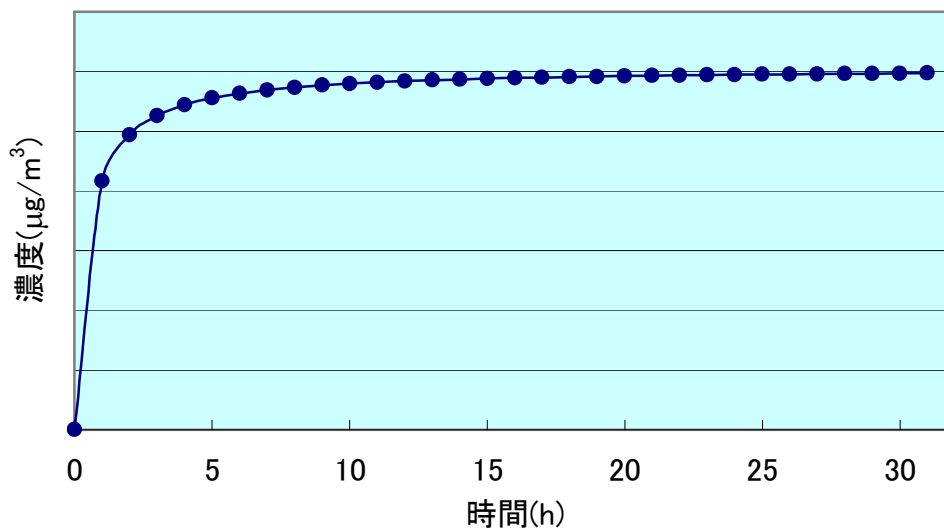


図 2 部屋内雰囲気中の平均濃度の経時変化

従って、放散速度が経時変化しないと仮定した場合の、対象 7 物質各成分の予測到達濃度 $C_{\text{mx}} (\mu\text{g}/\text{m}^3)$ は、式②を用いて算出することができる。

$$\text{予測最高到達濃度 } C_{\text{mx}} (\mu\text{g}/\text{m}^3) = \frac{\text{1 台当たり放散速度 } \text{SER}_{\text{UB}} [\mu\text{g}/(\text{h}\cdot\text{unit})] \times \text{設置台数 } u(\text{unit})}{\text{部屋の内容積 } V(\text{m}^3) \times \text{換気回数 } n(1/\text{h})} \quad \text{②}$$

7.1.2 指針値算出にあたってのパソコン類の設置条件

パソコン類を設置し使用する学校のパソコン教室、オフィス、住宅等の中で、部屋の容積、単位時間当たりの換気回数、パソコン類の稼働台数より、1 台当たりの気積が最小で、放散する対象 7 物質の雰囲気中濃度がこれらの中では最大となる学校の平均的なパソコン教室を設置条件とした。具体的には以下の通りであり、学校関連からデータを要求された場合は、指定がない限り以下の条件により式②を用いて、予測最高到達濃度を算出する。

- ・部屋の容積： 180m³(学校環境衛生の基準より)
- ・部屋の換気回数： 2.2 回/h(学校環境衛生の基準より)
- ・設置台数： 40 台(学校環境衛生の基準より 1 人 1 台として)

【参考】

部屋の換気回数は「学校環境衛生の基準で下記のように定義されている。

- 幼稚園・小学校： 2.2 回/h 以上
- 中学校： 3.2 回/h 以上
- 高等学校等： 4.4 回/h 以上

7.1.3 計算例

式②を用い、JEITA 指針値における部屋の予測最高到達濃度を算出してみる。

a) パソコン教室におけるホルムアルデヒドの予測最高到達濃度

デスクトップ型パソコンとディスプレイを 180m³ の教室にそれぞれ 40 台ずつ設置したときの、ホルムアルデヒドの予測最高到達濃度は、図 3 のようになる。

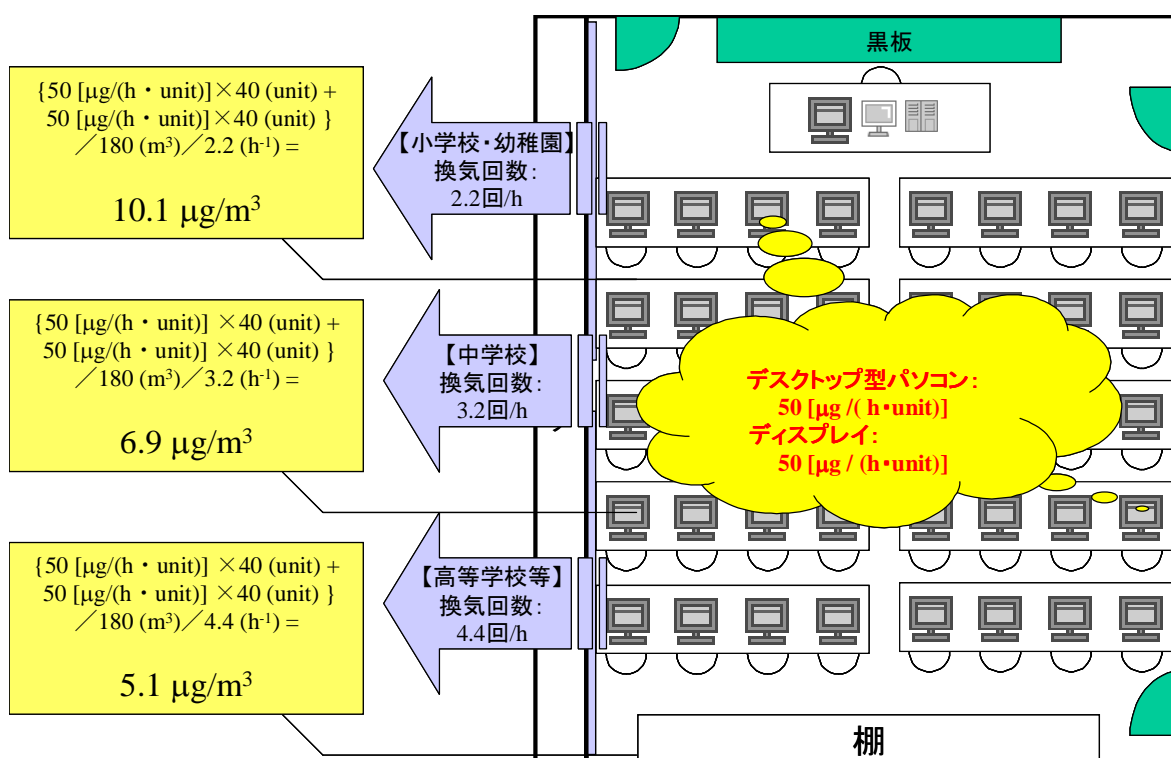


図 3 パソコン教室におけるホルムアルデヒドの予測最高到達濃度の計算例
(デスクトップ型パソコン+ディスプレイのセット)

b) 換気回数を変えた場合の予測最高到達濃度

ディスプレイ体型パソコンを 180m³ の教室に 40 台設置し、換気回数を変えたときの予測最高到達濃度は、表 4 のようになる。

表 4 換気回数を変えた場合の予測最高到達濃度

[単位: μg/m³]

物質名	厚生労働省室内 濃度指針値	換気回数		
		2.2 回/h	3.2 回/h	4.4 回/h
トルエン	260	26.3	18.1	13.1
キシレン	870	87.9	60.4	43.9
パラジクロロベンゼン	240	24.2	16.7	12.1
エチルベンゼン	3800	383.8	263.9	191.9
スチレン	220	22.2	15.3	11.1
ホルムアルデヒド	100	10.1	6.9	5.1
アセトアルデヒド	48	4.8	3.3	2.4

c) パソコン設置台数を変えた場合の予測最高到達濃度

ディスプレイ体型パソコンを 180m³ の教室に設置し、設置台数を変えたときの予測最高到達濃度は、表 5 のようになる。(換気回数は 2.2 回/h)

表 5 パソコン設置台数を変えた場合の予測最高到達濃度

[単位: μg/m³]

物質名	厚生労働省室内 濃度指針値	パソコン設置台数		
		20 台	30 台	40 台
トルエン	260	13.1	19.7	26.3
キシレン	870	43.9	65.9	87.9
パラジクロロベンゼン	240	12.1	18.2	24.2
エチルベンゼン	3800	191.9	287.9	383.8
スチレン	220	11.1	16.7	22.2
ホルムアルデヒド	100	5.1	7.6	10.1
アセトアルデヒド	48	2.4	3.6	4.8

d) 教室の大きさを変えた場合の予測最高到達濃度

ディスプレイ体型パソコンを教室に 40 台設置し、教室の大きさを変えたときの予測最高到達濃度は、表 6 のようになる。(換気回数は 2.2 回/h)

表 6 教室の大きさを変えた場合の予測最高到達濃度

[単位: μg/m³]

物質名	厚生労働省室内 濃度指針値	教室の大きさ		
		180m ³	250m ³	320m ³
トルエン	260	26.3	18.9	14.8
キシレン	870	87.9	63.3	49.4
パラジクロロベンゼン	240	24.2	17.5	13.6
エチルベンゼン	3800	383.8	276.4	215.9
スチレン	220	22.2	16.0	12.5
ホルムアルデヒド	100	10.1	7.3	5.7
アセトアルデヒド	48	4.8	3.5	2.7

e)住宅の6 畳間における予測最高到達濃度

一般家庭におけるパソコンの使用例として、住宅の6 畳間(26m³)にデスクトップ型パソコンとディスプレイを1台ずつ設置したときの部屋の予測最高到達濃度は、表7のようになる。(換気回数は改正建築基準法から0.5回/hとした)

表7 住宅の6 畳間における予測最高到達濃度

[単位: μg/m³]

物質名	厚生労働省室内濃度指針値	予測最高到達濃度
トルエン	260	20.0
キシレン	870	66.9
パラジクロロベンゼン	240	18.5
エチルベンゼン	3800	292.3
スチレン	220	16.9
ホルムアルデヒド	100	7.7
アセトアルデヒド	48	3.7

これらの値はあくまでも建材や什器等からの発生量を0とした時の濃度で、当該機器からの放散が教室もしくは住宅内雰囲気中の対象7物質の濃度にどの程度寄与するかを表す指標である。

7.2 パソコンにおけるVOCおよびアルデヒド類の放散挙動

7.2.1 開梱後の代表的な放散速度の経時変化

梱包箱から取り出した新品のパソコンを稼働させてからのVOCおよびアルデヒド類の放散速度の経時変化例を図4に示す。

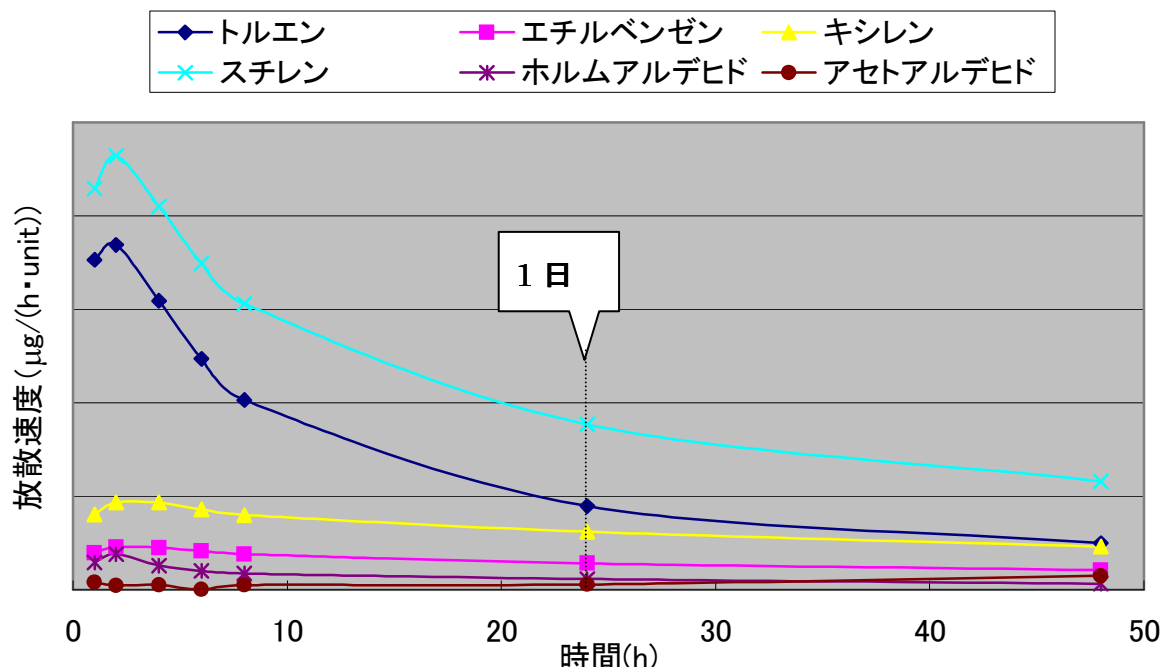


図4 新品パソコンを稼働させたときのVOCおよびアルデヒド類放散速度の経時変化例 (デスクトップ型パソコン+ディスプレイのセット)

新品のパソコンでは、VOCおよびアルデヒド類の放散速度は、装置稼働後一時的に多くなり

数時間で最大値をとるが、その後は減少する。(注3)

注3: 各社の測定データも概ね図4に示す減衰傾向を示すが、放散速度の値は各社の装置毎や物質毎に異なる。図4において縦軸の値を表示していないが、これは、減衰挙動の一例を示すために掲載したものであり、値がパソコンの代表値ではない事由による。

7.2.2 途中停止後の代表的な放散速度の経時変化

上記7.2.1項と同じパソコンで放散速度を10日間測定後、12日間装置を止め、その後再びVOCおよびアルデヒド類の放散速度を調査した結果を図5に示す。

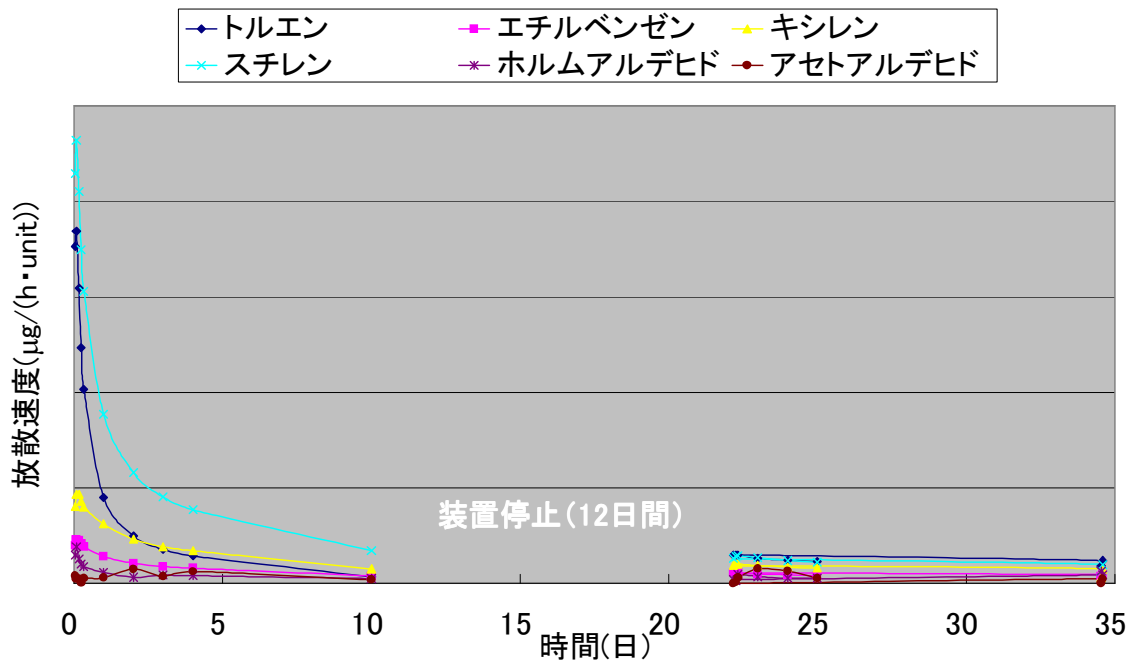


図5 パソコン停止前後のVOCおよびアルデヒド類放散速度の経時変化例
(デスクトップ型パソコン+ディスプレイのセット)

初期の放散が終了したパソコンは、一旦装置を停止した後、再度装置を稼働させても、VOCおよびアルデヒド類の放散速度は低いレベルのまま、新品のように高くなることはない。

7.3 VOC の主要な発生源と放散の多いユニット

7.3.1 VOC の主要な発生源

一般的に公表されている物質の主要な発生源は、表 8 のとおりである。

表 8 主要な発生源

物質名	発生源	用途
ホルムアルデヒド	ポリアセタール樹脂(POM)	スイッチ部品, 電子部品, ギア, カム, キーボードのキースイッチ部分, モニタの回転台等機械部品
	フェノール樹脂	接着剤, プラスチック塗料 電源等のプリント基板
	尿素樹脂 メラミン樹脂	電気部品, 高級塗料
トルエン・キシレン	合成樹脂原料, 可塑剤原料(フタル酸類), 塗料溶媒	
エチルベンゼン	合成樹脂塗料原料, スチレン原料	
スチレン	スチレン樹脂, SBR ゴム, ポリエステル, AS 樹脂, ABS 樹脂原料	電機機器部品, 自動車部品, 事務機器等
	MS 樹脂	電機・電子部品, 事務機器部品
アセトアルデヒド		接着剤
パラジクロロベンゼン		一般的に電子機器には使用されていない。

7.3.2 測定結果による放散の多いユニット

(1) デスクトップ型パソコン

装置レベルで放散量の多かった物質について、ユニット毎の放散量を測定した結果の一例を表 9 に示す。本測定は、放散量の相対的な多寡の把握を目的としたものであり、実際の使用温度より高温で実施した。

表 9 ユニット毎の放散量

ユニット名	装置①				装置②			
	温度 ℃	トル エン	キシ レン	スチ レン	温度 ℃	トル エン	キシ レン	スチ レン
筐体一式	40	○	○	○	50	○	△	○
キーボード+マウス	40	○	○	○	50	○	○	○
FDD+HDD+CD-ROM	50	○	○	○	50	○	○	○
ケーブル(内部外部)	40-50	○	○	○	50	-	-	-
マザーボード類	75	△	○	○	50	○	○	○
電源ユニット	80	×	×	○	50	○	○	○
ガスの採取方法	試料をテドラーバッグに入れ、試料との容積合計が 10L(筐体一式は 14L)となる DRY AIR を注入後、Dring Oven DX400 にて 2h 加温したテドラーバッグ内空気採取				試料を樹脂バッグに入れ、高純度窒素ガス気流中で、50℃で 30 分間加熱後、試料から発生した空気採取			

(○:数 10μg 以下/unit △:100μg 前後/unit ×:500μg 前後/unit)

(a) 装置レベルでは、トルエン、キシレンの放散がある。ユニット毎に分析した結果、装置①

では電源やマザーボードからの放散量が多いことが確認できた。一方、装置②では装置①に比べて加熱温度が低かったためか、この傾向は確認できなかった。また、筐体からのキシレンの放散量が多く、塗装が原因と推測する。装置①の筐体にも塗装がされているが、極めて少ないレベルであった。

(b) エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、アセトアルデヒドの放散量は無視できるレベルである。パソコンの筐体材料として、PS、ABS などスチレン系の材料が使われることが多いが、筐体の温度が比較的低いいためか、放散量は極めて低い結果である。しかし、特定デスクトップ型パソコン(装置①、②以外)からスチレンが多量に検出されたため、ユニット毎に分析した結果、発泡スチロール緩衝材、電源、ケーブルが発生源であることが確認できた。さらに分析した結果、発泡スチロールから放散されるスチレンが、電源やケーブルを汚染していることが確認できた。

(c) 電源や FDD などにフェノール基板が使用されていること、光ディスクや FDD などに数g程度のポリアセタール樹脂(POM)が使用されていることから、ホルムアルデヒドの発生を懸念していたが、若干放散されている程度である。ユニットでの評価は行っていないが、材料面積が多くかつ発熱部位である、電源のプリント基板からの放散と推測する。

(2) 液晶ディスプレイ

装置レベルでは、トルエンの放散量が多い製品やホルムアルデヒドの放散がある。ユニット毎の放散量は測定していないが、電源(プリント基板等)からの放散と推測する。

(3) ノート型パソコン

他の機器に比べ全ての物質において、放散量は少なく測定限界未満である。放散量は、材料の使用量や温度、機器内部からの放散量によって異なり、温度が高いほど放散量は多くなる。ファンによる排気能力が小さいこと、密閉度の高い AC アダプタや光ディスクを使用していることなどが、他の機器に比べ優位である。参考にユニットを分析した結果では、AC アダプタからトルエン、キシレン、エチルベンゼンの放散が、筐体の塗装からキシレンの放散が若干確認できた程度である。

7.4 安心・快適環境を実現するために

より安心、より快適環境を帰するためには、7.2 項で示す特徴を考慮に入れた使用方法を推奨する。例えば、

- パソコン類を設置する前に換気の良いところで開梱し、しばらく稼働させる。
- 開梱・稼働初期の段階において換気を十分行いながら、使用する。

附属書 1 VOC の分類

VOC には国際的に統一された分類はないが、現在 WHO (World Health Organization: 世界保健機構) が規定している分類方法が最も一般的に用いられており、表 10 のように沸点で分類されている。

表 10 WHO による VOC 類の分類

沸点	名称	VOC類の例と沸点
50°C未満	高揮発性有機化合物 (VVOC: Very Volatile Organic Compound)	メタン (-161°C) <u>ホルムアルデヒド (-21°C)</u> メチルメルカプタン (6°C) <u>アセトアルデヒド (20°C)</u> ジクロロメタン (40°C)
50°C以上 260°C未満	揮発性有機化合物 (VOC: Volatile Organic Compound)	酢酸エチル (77°C) エタノール (78°C) ベンゼン (80°C) メチルエチルケトン (80°C) <u>トルエン (110°C)</u> トリクロロエタン (113°C) <u>エチルベンゼン (136°C)</u> <u>キシレン (140°C)</u> <u>スチレン (145°C)</u> <u>パラジクロロベンゼン (174°C)</u> リモネン (178°C) ニコチン (247°C) テトラデカン (253.5°C)
260°C以上 400°C未満	半揮発性有機化合物 (SVOC: Semi Volatile Organic Compound)	クロルピリホス (290°C) フタル酸ジ-n-ブチル (340°C) フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (384°C) フタル酸ジオクチル (390°C)
400°C以上	粒子状有機物質 (POM: Particulate Organic Matter)	PCB ベンゾピレン

附属書 2

厚生労働省 室内濃度指針値

厚生労働省HP報道発表資料(2002.2.8)「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会
中間報告書—第8回～第9回のまとめについて」から抜粋引用

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/02/h0208-3.html> - 1)

表 11 厚生労働省化学物質の室内濃度に関する指針値設定物質

#	揮発性有機化合物	室内濃度指針値	毒性指標	一般的用途
1	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08 ppm)	ヒト吸入暴露における鼻咽頭粘膜への刺激	ユリア系, メラミン系, フェノール系等のポリマー, 接着剤, 防腐剤
2	アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03 ppm)	ラットの経気道暴露における鼻腔嗅覚上皮への影響	接着剤, 防腐剤, 写真現像用の薬品
3	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppm)	ヒト吸入暴露における神経行動機能及び生殖発生への影響	内装材用接着剤, 塗料の溶剤・希釈剤
4	キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20 ppm)	妊娠ラット吸入暴露における出生児の中樞神経系発達への影響	内装材用接着剤, 塗料の溶剤・希釈剤
5	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)	ビーグル犬経口暴露における肝臓及び腎臓等への影響	衣類の防虫剤, トイレの芳香剤
6	エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm)	マウス及びラット吸入暴露における肝臓及び腎臓への影響	内装材用接着剤, 塗料の溶剤・希釈剤
7	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)	ラット吸入暴露における脳や肝臓への影響	スチレン系ポリマー
8	クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppb) 但し小児の場合は 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007 ppb)	母ラット経口暴露における新生児の神経発達への影響及び新生児脳への形態学的影響	シロアリ駆除剤
9	フタル酸ジ-n-ブチル	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02 ppm)	母ラット経口暴露における新生児の生殖器の構造異常等の影響	塗料, 顔料, 接着剤, 塩ビ製品の加工剤, 可塑剤
10	テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)	C8-C16 混合物のラット経口暴露における肝臓への影響	灯油, 塗料溶剤
11	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (7.6 ppb)	ラット経口暴露における精巣への病理組織学的影響	可塑剤
12	ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02 ppb)	ラット吸入暴露における血漿及び赤血球コリンエステラーゼ活性への影響	殺虫剤
13	フェノプロカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8 ppb)	ラットの経口暴露におけるコリンエステラーゼ活性などへの影響	シロアリ駆除剤
	TVOC (総揮発性有機化合物)	暫定値 400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (新築時は 1000 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)	国内の室内 VOC 実態調査の結果から, 合理的に達成可能な限り低い範囲で決定	

上記物質の指針値は, ホルムアルデヒドの場合は短期間の暴露によって起こる毒性を指標に, それ以外の物質の場合は長期間の暴露によって起こる毒性を指標として, それぞれ策定している。また, 総揮発性有機化合物(TVOC)の暫定目標値は国内家屋の実態調査の結果から, 合理的に達成可能な限り低い範囲で決定した値であり, 個別物質の指針値とは独立に室内空気質の状態の目安として利用される。

附属書 3 学校環境衛生の基準

文部科学省 HP (2004.2.10 一部改訂版)から抜粋引用
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/02/04021302/001.htm)

目的

この基準は、学校保健法(昭和 33 年法律第 56 号)に基づく環境衛生検査、事後措置及び日常における環境衛生管理等を適切に行い、学校環境衛生の維持・改善を図ることを目的とする。

第 1 章 定期環境衛生検査

.....中 略.....

[教室等の空気]

1 検査項目

教室等の空気環境

2 検査回数

検査は、(1)温熱及び空気清浄度、(3)換気については、毎学年2回定期に行い、(2)ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物、(4)ダニ又はダニアレルゲンについては、毎学年 1 回定期に行う。ただし、(2)において著しく低濃度の場合は、次回からの測定は省略することができる。

3 検査事項

検査は、次の事項について行う。

(1) 温熱及び空気清浄度

検査は、自然環境では次のア～ウの事項について行い、特に必要と認める場合はエ～ケの事項についても行う。人工的環境では、ア～ケの事項について行う。

ア 温度

イ 相対湿度

ウ 二酸化炭素

エ 気流

オ 一酸化炭素

カ 二酸化窒素

キ 浮遊粉じん

ク 落下細菌

ケ 実効輻射温度

(2) ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物

検査は、ア、イの事項について行い、特に必要と認める場合は、ウ～カの事項についても行う。

ア ホルムアルデヒド(夏期に行うことが望ましい。)

イトルエン

ウ キシレン

エ パラジクロロベンゼン

オ エチルベンゼン

カ スチレン

(3) 換気

換気回数

(4) ダニ又はダニアレルギー(夏期に行うことが望ましい。)

4 検査方法

検査は、次の方法によって行う。

(1) 温熱及び空気清浄度

検査は、各階 1 以上の教室を選び、特別の場合のほかは授業中の教室において、適当な場所 1 か所以上の机上の高さで、次の方法や測定器又はこれと同等以上の測定器を用いて行う。なお、カについては、開放型燃焼器具を使用している教室において行う。

ア 温度

アスマン通風乾湿計を用いて測定する。

イ 相対湿度

アスマン通風乾湿計を用いて測定する。

ウ 二酸化炭素

検知管を用いて測定する。

エ 気流

カタ温度計又は微風速計を用いて測定する。

オ 一酸化炭素

検知管を用いて測定する。

カ 二酸化窒素

ザルツマン法を用いて測定する。

キ 浮遊粉じん

相対沈降径 10 ミクロン以下の浮遊粉じんをろ紙に捕集し、その質量による方法 (Low-Volume Air Sampler 法)、又は質量濃度変換係数(K)を求めて質量濃度を算出する相対濃度計を用いて測定する。

ク 落下細菌

1 教室 3 点以上において標準寒天培地を用い、5 分間露出し、37°Cで 48±3 時間培養し、コロニー数を測定する。

ケ 実効輻射温度

黒球温度計を用いて測定する。

(2) ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物

検査は、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において、原則として次の方法によって行う。

ア 採取は、授業を行う時間帯に行い、当該教室で授業が行われている場合は通常の授業時と同様の状態で、当該教室に児童生徒等がいない場合は窓等を閉めた状態で、机上の高さで行う。なお、測定する教室においては、採取前に、30 分以上換気の後、5 時間以上密閉してから採取を行う。

イ 採取時間は、吸引方式では 30 分間で 2 回以上、拡散方式では 8 時間以上とする。

ウ 測定は、厚生労働省が室内空气中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した、次の(ア)、(イ)によって行う。または(ア)及び(イ)と相関の高い方法によって行うこともできる。

(ア) ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着/溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法によって行う。

(イ) 揮発性有機化合物は、固相吸着/溶媒抽出法、固相吸着/加熱脱着法、容器採取法の 3 種の方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフ—質量分析法によって行う。

(3) 換気回数

検査は、間接測定法又は直接測定法によって行う。

ア 間接測定法

(ア) 呼気の蓄積による方法で、授業の1単位時間内に約15分間隔で二酸化炭素の蓄積を測定する。

(イ) 蓄積呼気の減衰による方法で、授業が終了後在室者が全て退室した後、45分間に15分間隔で二酸化炭素の減衰を測定する。

イ 直接測定法

微風速計を用いて教室等の吹き出し口からの風速を測定する。

(4) ダニ又はダニアレルゲン

検査は、保健室の寝具、カーペット敷の教室等、ダニの発生しやすい場所において、1m²を電気掃除機で1分間吸引し、ダニを捕集する。捕集したダニ数は顕微鏡で計数するか、アレルゲンを抽出し、酵素免疫測定法にてアレルゲン量を測定する。なお、これらと相関の高い方法によって行うこともできる。

5 判定基準

(1) 温熱及び空気清浄度

ア 温度

冬期では10℃以上、夏期では30℃以下であることが望ましい。また、最も望ましい温度は、冬期では18～20℃、夏期では25～28℃であること。

イ 相対湿度

相対湿度は、30～80%であることが望ましい。

ウ 二酸化炭素

換気の基準として、室内は1500ppm(0.15%)以下であることが望ましい。

エ 気流

人工換気の場合は、0.5m/秒以下であることが望ましい。

オ 一酸化炭素

10ppm(0.001%)以下であること。

カ 二酸化窒素

0.06ppm以下であることが望ましい。

キ 浮遊粉じん

0.10mg/m³以下であること。

ク 落下細菌

1教室平均10コロニー以下であること。

ケ 実効輻射温度

黒球温度と乾球温度の差は5℃未満であることが望ましい。

(2) ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物(両単位の換算は25℃)

ア ホルムアルデヒドは、100μg/m³(0.08ppm)以下であること。

イ トルエンは、260 μg/m³(0.07ppm)以下であること。

ウ キシレンは、870 μg/m³(0.20ppm)以下であること。

エ パラジクロロベンゼンは、240 μg/m³(0.04ppm)以下であること。

オ エチルベンゼンは、3800 μg/m³(0.88ppm)以下であること。

カ スチレンは、220 μg/m³(0.05ppm)以下であること。

(3) 換気

換気回数は、40人在室、容積180m³の教室の場合、幼稚園・小学校においては、2.2回/時以上、中学校においては、3.2回/時以上、高等学校等においては、4.4回/時以上であること。

(4) ダニ又はダニアレルゲン

ダニ数は100匹/m²以下、又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。

6 事後措置

- (1) 温度は、10°C以下が継続する場合には採暖できるようにする。
- (2) 相対湿度は、30%未満の場合には適当な調節を行うようにする。
- (3) 二酸化炭素が^g 1500ppm(0.15%)を超えた場合は、換気の強化を行うようにする。
- (4) 不快気流が生じている場合は、吹き出し口等の適当な調節を行うようにする。
- (5) 一酸化炭素が^g 10ppm(0.001%)を超えた場合は、その発生の原因を究明し、適切な措置を講じるようにする。
- (6) 二酸化窒素が基準値を超えた場合で、室内外比で室内が室外を超える場合は、換気及び暖房方法等について改善を行う。
- (7) 浮遊粉じんが^g 0.10mg/m³を超えた場合は、その原因を究明し適切な措置を講じるようにする。
- (8) 落下細菌が 10 コロニーを超えた場合は、その原因を究明し適切な措置を講じるようにする。
- (9) 実効輻射温度が^g 5°C以上の場合は、適当な熱遮断を行うようにする。
- (10) ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物が基準値を超えた場合は、換気を励行するとともに、その発生の原因を究明し、汚染物質の発生を低くする等、適切な措置を講じるようにする。
- (11) 規定の換気回数に満たない場合は、窓の開放、欄間換気や全熱交換器付き換気扇等を考慮する。
- (12) ダニ数又はダニアレルゲン量が基準値を超える場合は、掃除等の方法について改善等を行う。

ガイドライン改訂メンバー

パーソナルコンピュータ事業委員会 PC 環境・省エネ専門委員会

VOC 対応タスクグループ 委員名簿

主 査	山 本 宏 一	株式会社日立製作所
副 主 査	栗 原 清 一	富士通株式会社
委 員	増 元 俊 博	NEC パーソナルプロダクツ株式会社
委 員	奥 原 源 一	エプソンダイレクト株式会社
委 員	大 黒 昌 昭	シャープ株式会社
委 員	十 王 舘 守	ソニー株式会社
委 員	淵 田 孝 一	ソニー株式会社
委 員	本 田 正 実	株式会社東芝
委 員	篠 原 稔	富士通株式会社
委 員	福 島 茂	富士通クオリティ・ラボ株式会社
委 員	二 木 慎 二	レノボ・ジャパン株式会社
委 員	柴 垣 弘	レノボ・ジャパン株式会社
事 務 局	白 川 治	社団法人電子情報技術産業協会

(順不同, 敬称略)

— 禁 無 断 転 載 —

パソコンに関する VOC ガイドライン(第 2 版)

発 行 日 平成 20 年 3 月
編集・発行 社団法人 電子情報技術産業協会
パーソナルコンピュータ事業委員会
PC 環境・省エネ専門委員会
VOC 対応タスクグループ
〒101-0065 東京都千代田区西神田 3-2-1
千代田ファーストビル南館
TEL 03-5275-7260